

緑に係る環境保全基準の改正について

①「市街化区域に係るもの」の改正について

1 基準改正の考え方

(1)「京都市緑の基本計画」(平成22年3月策定)の改正に準じる。

市環境保全基準は、進捗管理の必要があることから、緑の基本計画に併せて改正する。

【緑の基本計画の改正内容】

1. 緑被率の定義を、変更する。

対象を従来の市街化区域の緑に限定せず、市街化調整区域の一部の緑を含める

2. 現状の緑被率を35%とする。

3. 平成37年の目標値を37%とする。

2 緑被率に係る基準改正案

(1) 市街地の緑に係るもの

基準値
緑被率を37%にすること。

注1) 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部(吉田山、双ヶ岡、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山)。

注2) 緑被率とは、空から見た区域にある緑で覆われた土地の割合。

なお、緑被率の向上に向けては、「京のみどり推進プラン(仮称)」に基づき、市民への意識啓発・情報提供を行っていく。

(2) (1)以外の地域に係るもの(変更なし)

基準
豊かな緑を保全すること。

3. 緑視率の取扱いについて

平成22年3月に改正した緑の基本計画では、「緑の量」の指標である「緑被率」に加え、市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑の質」をはかる「緑視率」を導入し、検討を開始したことから、

案1. 新たに緑視率の向上を目指すことを定める。

案2. 現段階での導入は見送り、情報収集を行い、次回改正時までの課題とする。

※実際の数値については、現在解析中であり、今後定期的に計測し、推進プランの計画期間中に実施する緑の保全・創出・育成に係るすべての事業の努力目標にすることを検討中である。